

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」  
の実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 12 儲かる農林業の推進

# ■強みを生かした収益力ある農業の確立



## 1 特定家畜伝染病防疫体制の強化



要望先 : 農林水産省  
県担当課 : 畜産安全課

### ◆提案・要望

- (1) ASFなどの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した検疫官の増員及び検疫探知犬の頭数増加など、十分な検疫体制の確保を引き続き図ること。
- (2) 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の改正により水際対策が厳格化されたことを踏まえ、訪日外国人及び海外渡航者による不正な持ち込みなどに対する罰則等の適用を徹底し、家畜伝染病の国内侵入防止対策を一層強化すること。
- (3) 法の改正により強化された飼養衛生管理基準を、畜産農家に確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上のための取組に対する財政的支援を継続すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 家畜伝染病の国内侵入防止対策は、法に基づき国が検疫の役割を担っている。
- ・ 中国や東南アジア諸国など家畜伝染病発生国から畜産物を持ち込むことは禁止されているが、訪日外国人が不正に持ち込んだソーセージ等からASFの遺伝子が相次いで検出されるなど、いつ日本で発生してもおかしくない状況が続いている。
- ・ 平成31年4月22日以降、畜産物の違法な持ち込みに対する対応が厳格化され、法改正により令和2年7月1日から輸出入検疫の罰則が強化された。検疫探知犬については、令和4年12月現在、23か所（国際郵便局1か所）140頭配備され、国はこの頭数水準を維持するとしている。
- ・ 一方、国際線やクルーズ船などが就航する空海港は22か所にとどまらないことから、ポストコロナのインバウンド回復に備え、未配備の空港や海港についても検疫官及び検疫探知犬の配備を進め、一層の対応強化が必要である。
- ・ また、不正な持ち込みによる摘発・逮捕は、外国人だけではなく日本人の事例もあることから、国内外に摘発事例の周知を図るとともに、罰則適用の更なる厳格化により抑止力を働かせることが必要である。
- ・ 畜産農家は、法改正に伴い飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として新たに義務付けられ、本県の農家の自己点検において野生動物侵入防止対策の遵守率は、令和2年度末の約90%から100%まで改善したが、県内発生を防止するためには引き続きの徹底指導及び支援が必要である。

## 2 高病原性鳥インフルエンザワクチンの開発【新規】



要望先：農林水産省  
県担当課：畜産安全課

### ◆提案・要望

全国的な高病原性鳥インフルエンザの感染拡大への対策として、感染防御効果があるワクチンの開発を進めること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4－5シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生は件数・羽数ともに過去最多となり、全国で1,000万羽以上の鶏が殺処分され、鶏卵価格にも影響を及ぼしている。(令和5年2月20日現在、76例、1,478万羽)
- ・ 野鳥でも192例の感染事例が確認されており(令和5年2月20日現在)、環境中のウイルス濃度が高まっているとの専門家の指摘もある。
- ・ 現在、我が国における防疫対策の基本は、各農場における飼養衛生管理基準の徹底と早期の摘発淘汰であるが、ウイルスが全国的にまん延している現状において、生産者の努力だけではウイルスの侵入を防ぎきれない状況になっている。
- ・ そのため、生産者からは緊急ワクチン接種を併用した対策の検討が求められている。
- ・ しかし、現行の鳥インフルエンザワクチンは感染を100%防御するものではなく、臨床症状を示さない不顕性感染の拡大を招く恐れがあることから、感染防御効果があり、かつ野外ウイルス株との識別が可能なワクチンの開発が不可欠となる。
- ・ 同様に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いているEUでは、従来の対策に加え、予防的ワクチンの使用について議論を開始している。

### 3 経営所得安定対策等推進にかかる事務費の確保【新規】



要望先：農林水産省  
県担当課：生産振興課

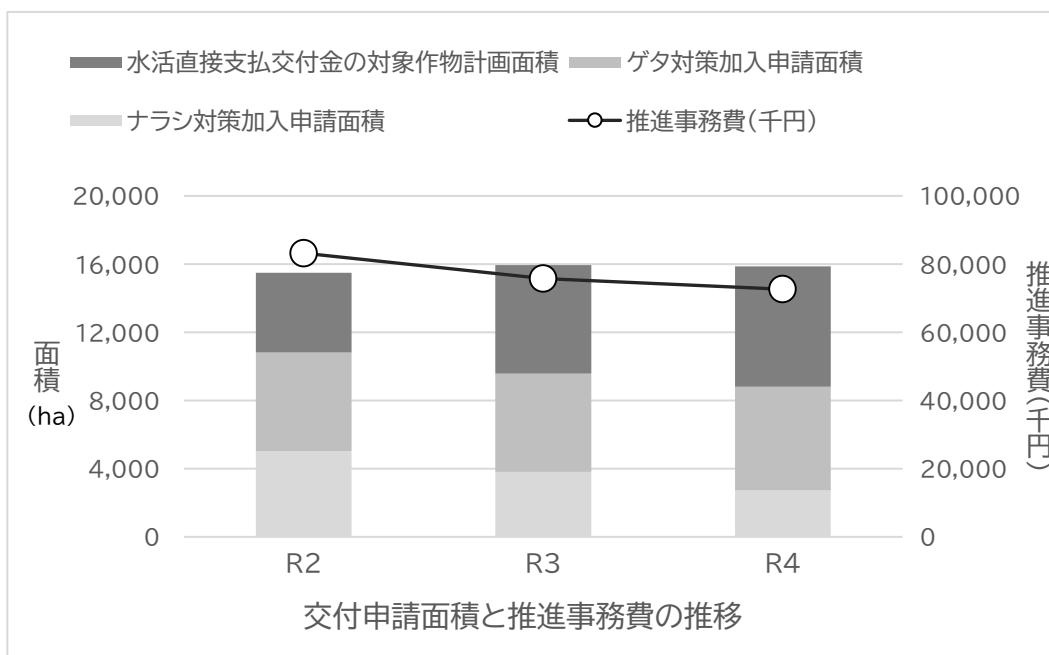
#### ◆提案・要望

主食用米の生産については、国が策定する需給見通しを踏まえつつ、県は「生産の目安」を設定し、行政・生産者団体・現場が一体となって需給に応じた生産に取り組んでおり、今後もさらに需給に応じた生産を進めていくために必要な推進事務費を確保すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 経営所得安定対策等にかかる事務費については、国は令和3年度から都道府県への配分を見直し、農業者からの申請件数に応じて配分するように調整している。
- ・ 令和4年度の埼玉県への配分額は72,630千円で、令和2年度対比87.3%である。
- ・ 令和4年度の各地域農業再生協議会等からの要望額の合計は、105,181千円であり、各協議会等へは要望額の69%しか配分できていない。
- ・ 一方で、令和4年度は作付転換が進んだため、交付申請された水田面積は、延べ15,872haで、令和2年度対比102.4%である。
- ・ 各協議会とも支出の大部分は、システム使用料などの固定的経費やほ場確認等の謝金、人件費である。
- ・ 農業者の高齢化等により農家数は減少しているが、農地中間管理事業を活用し、農地の流動化が進んだこともあり、ほ場の確認作業などは減少しておらず、謝金や人件費の削減は困難である。
- ・ また、制度改正に伴う現地確認の徹底など新たな経費も見込まれる。

#### ◆参考



## 4 水田以外での飼料作物の生産支援【新規】



要望先：農林水産省  
県担当課：畜産安全課

### ◆提案・要望

水田のみならず、畑での栽培も含めて飼料作物の生産拡大が図られるよう支援策を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、飼料価格高騰により畜産物の生産コストが大幅に増加し、畜産農家の経営安定を図る上で、自給飼料の生産を拡大する重要性が一層高まっている。
- ・ 本県の飼料自給率は低く、外国からの輸入に強く依存しているため、畜産農家自らの生産に加え、耕種農家と連携した飼料の生産体制の整備も必要となっている。
- ・ 耕種農家が水田で飼料作物を作付けする場合は、水田活用の直接支払交付金により、10aあたり35千円の助成がある。
- ・ この助成金があることで、耕種農家、畜産農家ともに希望する条件での流通が可能となっている。
- ・ 一方、畑で飼料作物を生産する場合の助成制度がないため、耕種農家と畜産農家との連携が困難な状況である。
- ・ 今後、飼料自給率が低い本県の畜産経営を安定させるためには、水田における飼料作物生産に加え、畑地での生産も振興していく必要がある。
- ・ そのためには、畑地においても水田と同様に、耕種農家、畜産農家双方が希望する価格での流通が可能となるような制度が必要である。

### ◆参考

- 畑地において、飼料作物の作付面積や収穫量に応じて交付金を交付する事業として、農林水産省の環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）がある。しかし、温室効果ガスの排出削減への取組みが参加要件であるほか事務手続きが煩雑で利用しにくいとの声がある。

## 5 輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実について【新規】



要望先：農林水産省  
県担当課：畜産安全課

### ◆提案・要望

- (1) 畜産農家の現状に即した十分な経営支援策となるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。
- (2) 輸入粗飼料についても、価格安定制度を創設すること。

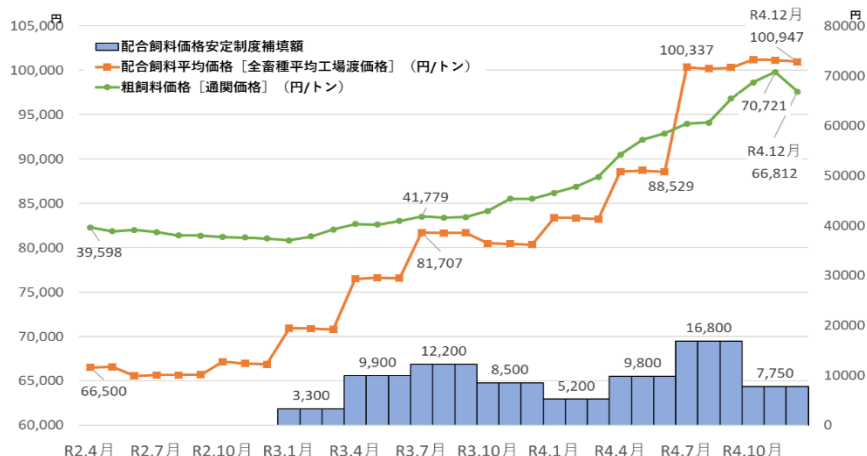
### ◆本県の現状・課題等

- ・ 畜産物の生産コストのうち、飼料費は概ね5割程度を占めており、畜産農家の収益を大きく左右する。
- ・ 現在、配合飼料及び粗飼料ともに輸入原料価格が高騰しており、本県の畜産経営の安定に大きな影響が生じている。
- ・ 配合飼料価格の急激な高騰に対しては、その影響を緩和するために「配合飼料価格安定制度」が準備されているが、補てん金の算定は当該四半期とその前1年間の配合飼料輸入原料価格の平均の差額で算定される。
- ・ しかし、現在は配合飼料の輸入原料価格が高止まりしており、現在の制度設計では畜産農家への補てん金額が減少、農家の負担額が増加するなど、同制度が十分、畜産経営のセーフティーネットとして機能しなくなっている。
- ・ また、本県では粗飼料についても、飼料自給率が低く、海外からの輸入に依存している。
- ・ 粗飼料については、配合飼料のような価格安定制度そのものが準備されておらず、粗飼料を多給する酪農や肉用牛経営の収益を悪化させている。
- ・ このため、本県の畜産経営安定のため、配合飼料価格安定制度の見直し及び輸入粗飼料の価格安定制度の設立が必要である。

### ◆参考

- 配合飼料価格安定制度：配合飼料の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安置を図るため、生産者への補填を実施するもの。

### ○ 配合飼料価格と配合飼料価格安定制度補填額及び粗飼料価格の推移



資料：農林水産省HP「配合飼料価格安定制度について」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」、財務省「貿易統計」

# 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大



## 1 公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施



要望先 : 財務省、農林水産省、林野庁  
県担当課 : 森づくり課

### ◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」(令和5年度事業名「林業・木材産業循環成長対策交付金」)は、平成27年度まで2分の1であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ 平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。
- ・ 公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。

### ◆参考

#### 林業・木材産業循環成長対策交付金

令和3年度要望状況(埼玉県)

要望額 117,497千円

採択額 76,779千円

令和5年度要望状況(埼玉県)

要望額 283,170千円

採択額 179,310千円

(注) 補助金額

#### 公共建築物の木造・木質化

公共建築物木造率(令和3年度)

全国平均 13.2%

埼玉県 11.4%

千葉県 10.3%

東京都 3.1%

神奈川県 8.8%